宮城県立金成支援学校高等部入学者募集要項

宫城県立金成支援学校

1 募集定員 高等部 普通科 第1学年 19 名 (修業年限3年)

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害がある者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校(知的障害)中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者

〈留意事項〉

- (1) イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの 者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、本校を志願する 場合は、特別支援学級(知的障害)在籍が条件である。
 - ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業 見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の 学級又は特別支援学級(知的障害以外)に在籍している場合は、知的障害を証明 する書類(療育手帳の写し等)又は市町村教育委員会で設置している就学支援委 員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類(就学支援委員会資料の 写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添 付することにより受検を可とする。
- (2) 本校を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。 ※教育相談を受けていない場合には、速やかに問い合わせること。
- (3) 本校に出願する場合、他の宮城県立特別支援学校高等部との併願は認めない。
- (4) 県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立支援学校 高等学園等の第二次募集と本校高等部の第一次募集を併願することができる。
- (5) 県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した場合は、本校を受検することはできない。
- (6) 本校に合格した場合には、公立高等学校への出願は認めない。
- (7) 本校に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

3 出願手続き

- (1) 出願書類
- ① 入学願書 (本校所定の様式)
- ② 調査書 (本校所定の様式:出身学校長が証明したもの)
- ③ 知的障害を証明する書類 (療育手帳の写しなど:知的障害学級在籍以外の受検者のみ)
- ④ 受検上の配慮申請書 (様式第8号-1:必要な生徒のみ、本校募集要項「8 諸検査等の実施上、配慮を要する者の扱いについて」参照)
 - ※①、②、④は、本校のホームページからダウンロードすることができる。
- (2) 出願書類の提出
- ① 出願期間 令和7年12月19日(金)~令和7年12月25日(木)までとする。 受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。

- ② 出願方法 郵送又は持参
 - ・ 出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受 検票送付用封筒1通(長形3号、簡易書留速達郵便料金830円分の切手を貼付し、 出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて送付すること。
 - ・ 郵送する場合でも受付最終日の午後4時までに必着のこと。
 - ・ 出願書類(受検票送付用封筒、切手等も含む)は、出願の取消等があっても返還しない。
 - ・ 出願書類に不備があった場合には受理しない。
 - ・ 選考結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、選考結果通知用封筒1通 (角形2号、簡易書留速達郵便料金970円分の切手を貼付し、出身学校長名、住 所、郵便番号等を明記したもの)を出願の際に提出すること。
- ③ 手数料 出願に係る手数料は、徴収しない。
- ④ 提出先 〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺小崎87-1 宮城県立金成支援学校長 宛

4 入学者の選考

- (1) 期 日 令和8年1月15日(木)
- (2) 場 所 宮城県立金成支援学校
- (3) 選考方法 調査書、諸検査の結果及び面接を合わせて総合的に判断する。
 - ※ 諸検査 言語·数量的能力、作業能力等
 - ※ 面 接 本人と保護者を対象とする。

検査室への移動等の様子全般の観察を含む。

(4) 日 程

8:50 ~ 9:10 受付(本人・保護者) 9:10 ~ 9:15 注意事項の説明 9:30 ~ 12:30 諸検査、面接

(5) 持ち物 受検票、筆記用具、上履き

5 追検による選考の実施

- (1) 令和8年1月15日(木)に本校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により 受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、令和8年1月15日(木)に諸検査等を欠席した者で、次の いずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - ロ その他やむを得ない事由のある者
- (3) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - イ やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検生は、出身学校長へ 速やかに連絡をする。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、令和8年1 月15日(木)の午後4時までに、本校校長へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和8年1月16日(金)午後5時までに「追検による選考申請書」(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、本校校長へ持参又は郵送する。

 - ホ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検によ る選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
 - へ 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずF

AX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

(4) 追検の実施日は令和8年1月19日(月)とする。追検の場所、選考方法、日程、持ち物については、令和8年1月15日(木)の入学者選考に準ずる。

6 合格者発表

- · 令和8年1月21日(水) 午後3時
- ・ 本校高等部実習棟前に合格者の受検番号を掲示する。
- ・ 合格者発表の結果に係る通知書は、出身学校長宛に通知するので、合格者発表当 日、学校担当者は受領印を持参すること。
- ・ 結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、「3 出願手続き (2) 出願書類の 提出 ②」参照

7 学力検査教科別得点の簡易開示について

- 本校の入学者選考では、教科の学力検査は実施していないので、簡易開示の対象 とはならない。
- 8 諸検査等の実施上、配慮を要する者の扱いについて
 - ・ 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者の諸検査及び面接等について、事前に出願する本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、受検上の配慮申請書(様式第8号-1)により申請する。

9 その他

- ・ 志願する者は、原則として事前に本校において教育相談を受けること。
- 不明な点は、下記に問い合わせること。

宮城県立金成支援学校高等部入学者選考委員会事務局 主幹教諭 仲松 高等部主事 桜井

TEL 0228 (42) 2211

FAX 0228 (42) 2210